

別表1 園芸作物サプライチェーン推進事業費補助金の交付対象となる事業及び経費

事業内容	経費区分		備考
	大項目	小項目 (経費項目)	
要領により知事の認定を受けた「園芸作物サプライチェーン推進事業実施計画」を実施するために必要な推進事業費及び機械や施設の取得又は整備等の整備事業	連携推進費	備品費	事業を実施するために直接必要な試験・調査等備品の導入経費。但し、10万円未満のものでレンタルを行うことが困難な場合に限る。
		旅費	事業を実施するために直接必要な専門家派遣や事業実施主体が行う視察研修等の活動に必要な経費。
		謝金	事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費。ただし、連携協議会の構成員への謝金は対象外とする。
		委託費	本事業の交付目的たる事業の一部（事業における調査とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費。ただし、補助金（連携推進費）の額の50%未満とすること。
		役務費	事業を実施するために直接必要な振込手数料及び印紙購入に要する経費。
		使用料	事業を実施するために直接必要な会議等の開催、出展料として支払う経費。
		借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、ほ場等の借りに要する経費。
		諸経費	事業の実施に直接必要な会議の開催に要する経費、通信料、運搬費、図書資料費。
		その他経費	知事が特に必要かつ適切と認める経費。
	体制整備費		<p>園芸作物サプライチェーン推進強化計画の目標達成に必要な下記に該当する機械や施設等の取得又は整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産管理用ハウス、環境制御装置、付帯設備 ・生産管理省力化施設、機械 ・出荷調製施設、出荷省力化機械 ・鮮度保持施設、機械 ・暗渠設置費、土壌改良費 ・種苗費（面積拡大分に係るもの） ・加工施設、機械 ・その他知事が必要かつ適切と認める経費 <p>※土地の取得経費及び造成経費は対象外。 ※一式の購入額が10万円未満の物は対象外。 ※単純な施設機械の更新及び改修は対象外。 ※導入する加工施設等で使用する原料の半分以上について県産品を使用する計画であること。</p>

※本業で行うべき事業経費は対象外とする。

※消費税及び地方消費税は対象外とする。

別表2 園芸作物サプライチェーン推進事業費補助金の補助率及び補助限度額

経費区分	補助率	年度当たりの補助限度額
連携推進費	定額	連携協議会当たり1,000千円
体制整備費	2分の1以内	連携協議会当たり25,000千円